

JIS

二酸化チタン（顔料）

JIS K 5116 : 2004

(JTDIA/JSA)

(2008 確認)

平成 16 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 化学製品技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	宮 入 裕 夫	東京電機大学
(委員)	江 村 智 之	日本プラスチック工業連盟
	奥 山 通 夫	社団法人日本ゴム協会
	笠 野 英 秋	拓殖大学
	加 茂 徹	独立行政法人産業技術総合研究所
	木 原 幸 弘	社団法人日本化学工業協会
	桐 村 勝 也	社団法人日本塗料工業会
	高 野 忠 夫	財団法人化学技術戦略推進機構
	高 橋 信 弘	東京農工大学
	西 川 輝 彦	石油連盟
	西 本 右 子	神奈川大学
	古 川 哲 夫	財団法人日本消費者協会
	堀 友 繁	財団法人バイオインダストリー協会
	吉 田 博	昭和シェル石油株式会社

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 34.3.30 改正：平成 16.3.20

官 報 公 示：平成 16.3.22

原 案 作 成 者：日本酸化チタン工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 3-8 大宮ビル TEL 03-3263-4626)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4 丁目 1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会 (委員長 宮入 裕夫)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 標準課産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本酸化チタン工業会(JTDIA)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 5116:1995** は改正され、この規格に置き換えられる。

改正に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO 591-1:2000, Titanium dioxide pigments for paints—Part 1: Specifications and methods of test** を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS K 5116 には、次に示す附属書がある。

附属書（参考）**JIS** と対応する国際規格との対比表

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 定義	3
3.1 二酸化チタン顔料	3
4. 分類	3
4.1 種類	3
4.2 等級	3
5. 品質	3
5.1 性状	3
5.2 他の品質	3
6. サンプルング	4
7. 試験方法	4
7.1 結晶格子面間隔 d	4
7.2 二酸化チタン (TiO ₂) 含有量	5
8. 試験報告書	8
附属書 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	9
解 説	13

二酸化チタン (顔料)

Titanium dioxide (pigment)

序文 この規格は、2000年に第1版として発行された ISO 591-1, Titanium dioxide pigments for paints—Part 1: Specifications and methods of test を元に、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書 (参考)** に示す。

1. 適用範囲 この規格は、二酸化チタンからなる顔料の品質及び試験方法について規定する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、IDT (一致している)、MOD (修正している)、NEQ (同等でない) とする。

ISO 591-1:2000, Titanium dioxide pigments for paints—Part 1: Specifications and methods of test (MOD)

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発行年を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。発効年を付記していない引用規格は、その最新版 (追補を含む。) を適用する。

JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水

JIS K 5101-1-1 顔料試験方法—第1部：分散性評価のための分散方法—第1節：通則

JIS K 5101-1-2 顔料試験方法—第1部：分散性評価のための分散方法—第2節：ペイントコンディショナ形振とう機

JIS K 5101-1-5 顔料試験方法—第1部：分散性評価のための分散方法—第5節：フーバーマラー

JIS K 5101-2-1 顔料試験方法—第2部：色の比較—第1節：目視法

備考 ISO 787-1:1982, General methods of test for pigments and extenders—Part 1: Comparison of colour of pigments からの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

JIS K 5101-2-2 顔料試験方法—第2部：色の比較—第2節：測色計法

備考 ISO 787-25:1993, General methods of test for pigments and extenders—Part 25: Comparison of the colour, in full-shade systems, of white, black and coloured pigments—Colorimetric method からの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

JIS K 5101-3-2 顔料試験方法—第3部：着色力—第2節：白色顔料の相対着色力 (目視比較法)

JIS K 5101-3-3 顔料試験方法—第3部：着色力—第3節：有色顔料の相対着色力及び白色顔料の相対散乱能の測定 (光度計法)